

指定障がい福祉サービス事業者
指定障がい者支援施設設置者
指定障がい児通所・入所支援事業者 各位

福岡市福祉局障がい在宅福祉課長
福岡市こども未来局障がい児事業所指導課長

令和 6 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告の提出について（通知）

日頃から福岡市の障がい保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 6 年度に福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「旧 3 加算」という。）の算定、並びに、令和 6 年 6 月からの「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）を算定した事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、福祉・介護職員等処遇改善加算等 実績報告書（令和 6 年度）（以下、「実績報告書」という）を提出することとなっています。

つきましては、当該年度最終の加算の支払月が 5 月となるため、7 月末が実績報告書の提出期限となりますので、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

記

1 提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）（必着）

※実績報告書の提出がない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる場合もありますので、必ず提出してください。

2 提出書類

(1) 実績報告書（以下①②のいずれか該当するものを提出）

① 計画書を【別紙様式 2】又は【別紙様式 6】で作成した場合
→【別紙様式 3】

② 計画書を【別紙様式 7】（別紙様式 7-1）で作成した場合
→【別紙様式 7】（別紙様式 7-2）

※【別紙様式 7】のエクセルブック内に、計画書【別紙様式 7-1】及び報告書【別紙様式 7-2】のワークシートが含まれています。

3 提出様式

市ホームページからダウンロードしてください。

※【別紙様式 7】は、計画書と報告書が一体的となっており、法人で保存している計画内容に、報告内容を追記する必要があるため、市ホームページには掲載していません。

【掲載先】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisyashien/health/sevice/hukusikaigosyokuinto/henosyogukaizennituite.html>

4 提出先

下記の提出先に計画書データを送信してください。
※計画書データは、必ず Excel 形式のまま提出してください。

<提出先>

- 障がい福祉サービスのみを実施している事業者
- 障がい福祉サービスと障がい児通所支援・入所支援のどちらも実施している事業者
⇒下記 URL に提出

URL : <https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/24city-shogaishogu-report-mail>

- 障がい児通所支援・入所支援のみを実施している事業者
⇒下記 URL 提出

URL : <https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/24city-shogaishogu-kids-report-mail>

<提出にあたっての注意事項>

- ※ 提出後、登録のメールアドレスに提出完了メールが届きますので、ご確認ください。
- ※ 今回の届出に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社に委託しています。
- ※ **当課及び麻生教育サービス株式会社への書類郵送・持ち込みは受理しません**のでご了承ください。
- ※ 報告書提出に係る問い合わせについては、回答の正確性を確保するとともに、効率的な事務処理を図るために、専用ホームページのお問い合わせフォームから、質問を記載し送付していただきますようお願いいたします。

5 留意事項

- ・令和6年度の処遇改善加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額（令和7年度に繰り越す額を除く）を上回るようになっていきます。加算による収入を下回る場合は要件を満たしていないことになり、既に支給された処遇改善加算等の一部若しくは全部を不正受給として、返還を求める場合がありますので、処遇改善加算等による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。（国保連から「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」が事業所に送付されていますので、そちらを確認してください。）
- ・実績報告書の様式は、昨年度の様式とは異なっていますのでご注意ください。
- ・今回の届出にあたっては、原則、様式以外の添付資料（証明資料）の提出を求めませんが、以下の点にご留意ください。
 - ① 指定権者から提出の求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 - ② 虚偽の実績報告や不正請求があった場合は、介護給付費等の返還や指定取消となる場合があること。

6 厚労省通知文

「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日付け障障発 0326 第4号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知及びこども家庭庁支援局障害児支援課長）